



**筆頭株主である役員の方掌変更による退職給与～退職の事実**

～筆頭株主であることは実質的に退職したと同様の事情にあると認定する妨げとはならないと判断～

分掌変更により役員に退職給与を支払う場合、その役員株式保有割合によっては、会社の経営判断に影響力を未だ有していると認定されることがあります。今回は、筆頭株主である役員の方掌変更による退職給与について、退職の事実を認定した判決をご紹介します(平成20年6月27日東京地裁・一部取消し・確定・Z888-1420)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

**【事案の概要】**

A社(第一事件原告)は、平成16年7月31日、代表取締役甲(第二事件原告)が代表取締役を退任し監査役に就任する役員変更登記を行いました。A社は、平成16年7月期の決算において、甲に対する退職給与4500万円を未払金として計上し確定申告を行いました。処分行政庁である徳島税務署長は、甲はA社を実質的に退職したとは認められないとして、本件退職給与を役員賞与と認定し、法人税の更正処分及び源泉所得税の納税告知処分を行い(第一事件)、甲に対しては退職所得を給与所得に変更する所得税の更正処分を行いました(第二事件)。東京地裁民事第38部の杉原則彦裁判長は、第一事件の争点のうち退職の事実及び第二事件の争点である所得区分については原告の主張を一部認容しましたが、法務局提出の臨時株主総会議事録には退職給与の金額が3500万円と記載され、A社保存の同議事録には4500万円と記載されている事実等を考慮して、決算までには退職給与の金額は確定していなかったと認定し、損金算入を認めませんでした。

**【裁判所の判断】**

- 1 旧法基通9-2-23(役員の方掌変更等の場合の退職給与)が具体的に規定している事情は飽くまで例示にすぎないのであるから、分掌変更又は再任の時に支給される給与を「退職給与」として損金に算入することができるか否かについては、当該分掌変更又は再任に係る役員が法人を実質的に退職したと同様の事情にあると認められるか否かを、具体的な事情に基づいて判断する必要があるというべきである。
- 2 確かに、甲は役員の方掌変更の前後を通じてA社の筆頭株主(持株割合35%)であるものの、A社の発行済株式は、その全部を同居する家族がその出資割合に応じた比率のまま所有していることなどに照らすと、A社において、役員が経営上の方針について、その株式の所有割合に応じた影響力又は発言力を有しているとは認め難い。
- 3 甲はA社において、役員としてはおろか、従業員としても一切の業務を行っていない状態になったのであって、仮に、甲に筆頭株主としてA社に対して何らかの影響を与え得るとしても、それは、飽くまで株主の立場からその議決権等を通じて間接的に与え得るにすぎず、役員立場に基づくものではないから、株式会社における株主と役員との責任、地位及び権限等の違いに照らすと、上記のような株式保有割合の状況は、甲がA社を実質的に退職したと同様の事情にあると認めることの妨げとはならないというべきである。
- 4 A社は本件事業年度に高額な納税義務が発生することを回避することを1つの動機として本件退職給与を支給することとしたものであることが強くうかがわれるものの、それは、甲がA社を実質的に退職したと同様の事情にあると認められるという判断を左右しないというべきである。

…(税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判21頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。